

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく掲示について

当センター附属病院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
下記の施設基準について近畿厚生局長より届出承認受理通知を受けております。

令和8年8月1日 時点

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準（入院料減算免除）
- ・ 地域一般入院料2（東病棟48床）
- ・ 診療録管理体制加算2
- ・ 看護補助加算2（東病棟48床）
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ・ データ提出加算1
- ・ 入退院支援加算1
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料1（西病棟60床）
（回復期リハビリテーション強化体制加算）

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 二次性骨折予防継続管理料1・2・3
- ・ 外来排尿自立指導料
- ・ CT撮影及びMRI撮影（16列マルチスライスCT）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ・ 運動器リハビリテーション料（I）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（I）
- ・ 集団コミュニケーション療法料
- ・ 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・ 人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注5
- ・ 入院ベースアップ評価料94

【入院時食事療養（I）／入院時生活療養（I）】

- ・ 管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。
- ・ 当センター附属病院では、敷地内禁煙を実施しています。

